

## 重度障害者医療費助成制度のあり方検討会設置要綱

令和3年2月24日  
健康福祉局長決裁  
2川健国福第935号

(目的及び設置)

**第1条** 重度障害者医療費助成制度の持続可能で安定的なあり方について検討を行うため、重度障害者医療費助成制度のあり方検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 検討会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 重度障害者医療費助成制度の対象者に関するデータの分析について多角的に検証すること。
- (2) (1)を踏まえた重度障害者医療費助成制度の見直し内容について検討すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

**第3条** 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 会長は健康福祉局医療保険部長をもって充てる。
- 3 会長は検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき、又は欠けたときは、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課長がその職務を代理する。
- 5 第1項に掲げる会員のほか、会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

**第4条** 検討会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 会員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で出席させることができる。

(意見の反映)

**第5条** 重度障害者医療費助成制度の具体的な見直し内容のとりまとめに当たっては、検討会における意見を尊重し反映させる。

(事務局)

**第6条** 検討会の事務局は、健康福祉局医療保険部国民年金・福祉医療課に置く。

(委任)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長と会員とが協議して定める。

## 附 則

この要綱は、決裁日から施行する。

### 別表（第3条関係）

会長	健康福祉局 医療保険部長
会員	総務企画局 都市政策部 企画調整課長 総務企画局 行政改革マネジメント推進室 行政改革担当課長 総務企画局 行政改革マネジメント推進室 組織・定数担当課長 財政局 財政部 財政課 財政計画担当課長 健康福祉局 総務部 企画課長 健康福祉局 障害保健福祉部 障害計画課長 健康福祉局 医療保険部 医療保険課長 健康福祉局 医療保険部 国民年金・福祉医療課長